

令和4年12月6日

東京都知事

小池百合子 殿

一般社団法人東京建設業協会

会長 今井 雅 則

令和5年度東京都予算等に対する要望

一般社団法人東京建設業協会

I. 概要

所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館5階

T E L：03-3552-5656(代)

設 立：昭和23年2月17日

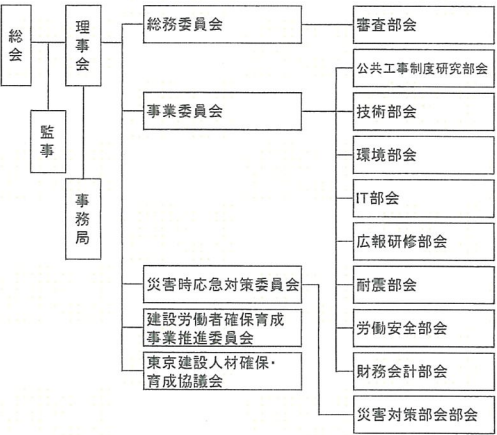
(前身は明治17年「土工組合」で業界最古の団体。その後、改称、改組などを経て協会が設立され、昭和30年に社団法人に改組。平成25年、公益法人制度改革により一般社団法人へ移行)

会 員：都内に本店または支店を有する、土木・建築の特定建設業許可業者 273社

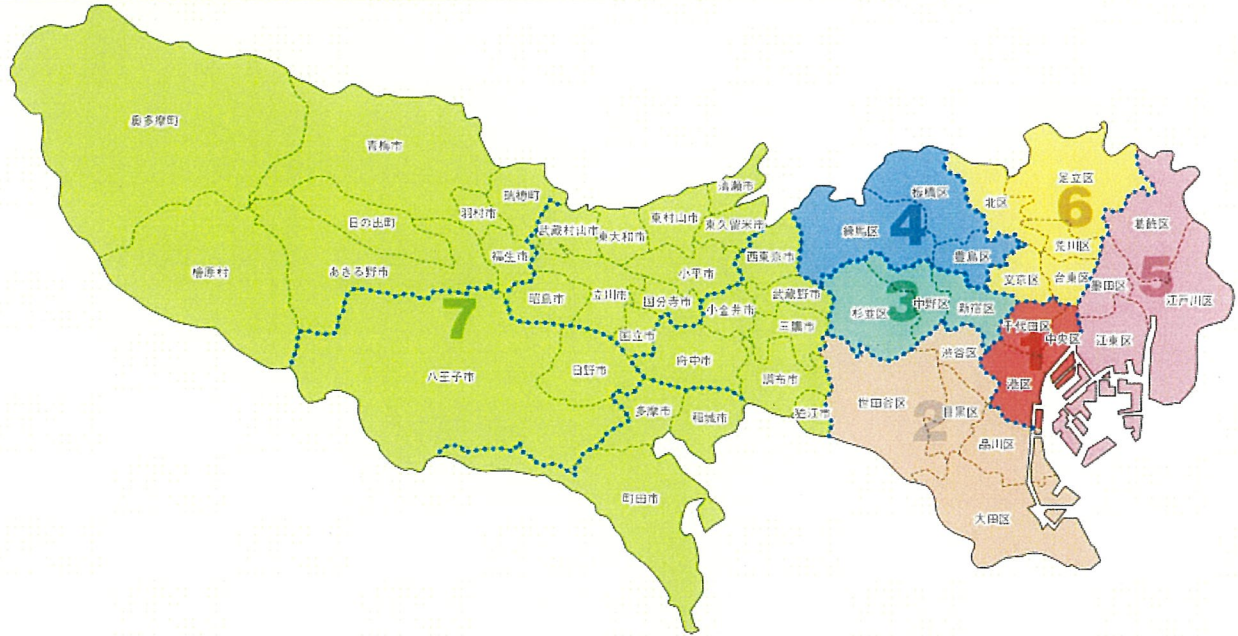
＜スーパーゼネコン～地場の中小建設業者＞ (令和4年10月1日現在)

II. 組織

役職	氏名	所属会社・役職	
会 長	今井 雅則	戸田建設(株)	代表取締役会長
副会長	寺田 光宏	東急建設(株)	代表取締役社長
副会長	乗京 正弘	飛鳥建設(株)	代表取締役社長
副会長	堤 義人	清水建設(株)	専務執行役員 東京支店長
専務理事	野瀬 達昭	(一社)東京建設業協会	



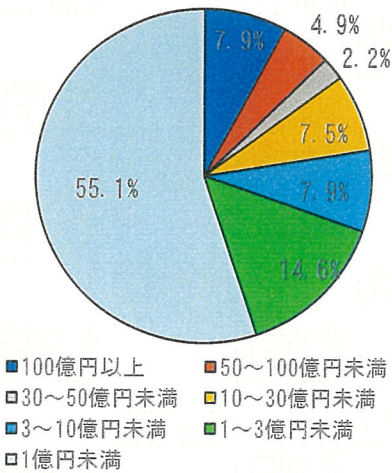
III. 会員構成・分布状況



支部	区域	区	支部	支部	区域	区	支部	支部	区域	区	支部
		会員数	会員数			会員数	会員数			会員数	会員数
1	千代田	27	81	3	新宿	25	47	5	葛飾	1	-
	中央	26			中野	14			江戸川	3	
	港	28			杉並	8			文京	7	20
2	品川	3	4	豊島	9	24	6	台東	6		
	目黒	3		板橋	11			北	2		
	大田	16		練馬	4			荒川	3		
	世田谷	7		5	墨田			7	足立	2	
	渋谷	9	江東		17	28		7	三多摩	34	
								合計		273	

IV. 会員の特色

資本金規模別 会員数シェア



特色① 大企業から中小企業まで幅広く加入
会員のうち、資本金100億円以上の会員は約8%である一方で、3億円未満の会員が約70%を占める。

特色② 民間建築工事受注額が圧倒的に多い
都内における会員の施工高は建築が約74%を占める。また、発注者別施工状況は、国・公社、都、市・区を合わせた公共工事は約17%に対し、民間工事は約83%を占める



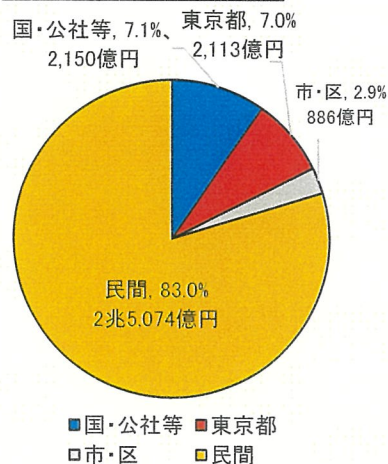
協会オリジナルキャラクター まちこ

(令和3年度、単位:10億)

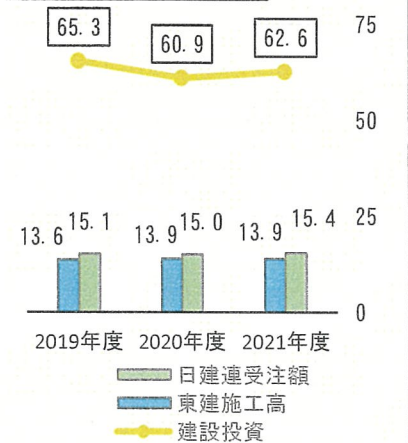
施工高	全 国		都 内	
建 築	9,338	66.7%	2,233	73.9%
土 木	4,065	29.1%	582	19.3%
その他	591	4.2%	207	6.8%
合 計	13,994	100.0%	3,022	100.0%

(令和3年度)

都内発注者別施工シェア



建設投資・日建連受注額・東建施工高推移 (単位:兆円)



V. 主要事業

(1) 中期運営計画

- ① 運営理念 建設に関わるすべてのステークホルダーが満足できる良好な関係の構築
- ② ミッション 会員企業の経営基盤を支え、ともに、「東京」の持続的発展に寄与
- ③ 運営方針 3つのSの最大化を実現し、社団法人としての使命を果たす
 - ・Support 会員企業の経営基盤を支える
 - ・Social value 建設業の社会価値を高める
 - ・Safety 安全安心な地域づくりに貢献し、都民の生命財産を守る

(2) 主要事業

- ① 建設業の発展・社会的役割に向けた支援
 - 国・東京都への予算要望・意見交換会
 - 災害時における応急復旧業務
- ② 将来の担い手確保・育成
 - 合同企業説明会「業界研究フェスタ」
 - 各種セミナー・研修会
- ③ 建設業の魅力発信
 - 東建月報など各種刊行物の発行
 - 協会ホームページ等による情報発信
- ④ 会員相互の親睦・情報交換
 - 新春講演会の開催、支部活動の支援

(3) 重点取組

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 働き方改革 | 担い手の確保・育成・定着 |
| 生産性向上・DX | CCUSの普及促進 |
| グリーン(SDGs・ESG経営) | 防災・減災対策の促進(首都直下地震・水害) |
| ウィズ/ポスト・コロナへの対応 | |

(4) 協会が目指す方向性

発信力の強化 ⇒ 協会・業界全体の存在価値の向上
⇒ 会員メリットの創出 ⇒ 会員数増加・会員のステータス向上



平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。
このたび、令和 5 年度の東京都予算等に対し、建設業界が現在抱える課題解決と健全な発展のため、当協会として下記のとおり要望を取りまとめました。
貴職におかれましては、要望の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公共建設投資の拡充並びに民間建設投資の需要喚起策の実施

東京は日本の首都として日本経済の中核を担うとともに、国際競争力の柱でもあり、国の活力の大きな源泉となっています。一方、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化が急速に進んでいることから、インフラの維持管理・更新を確実に実施し、生産性の高い安全・安心で強靱な都市としていくことが必要と考えます。

また、国際的な都市間競争の中で、東京が国際競争力を向上させるためには、官民が連携して都市の整備・再生を推進していくことが重要であると考えます。

ついては、東京外かく環状道路の整備促進、鉄道ネットワークの充実、連続立体交差事業の推進など、都民の生活に密接にかかわる道路・橋梁をはじめとしたインフラの整備に早急に取り掛かれるよう、地域経済への波及効果の高い公共建設投資を拡充していただきたい。

さらに、市街地再開発事業への補助金の交付、税制緩和等、民間建設投資の需要を喚起する誘導・拡張策を強力に推進していただきたい。

2. 防災・減災、国土強靱化に向けた対策の迅速な実施

近年、気候変動の影響により集中豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化し、従来からの河川整備等に加え、ハザードエリアからの移転誘導も必要となってきております。また、近い将来、東南海地震、首都直下地震などの大規模地震の発生が危惧されています。

ついては、都民の生命と財産および地域経済を守り、誰もが安心して住み続けられる「東京」を実現するため、国土強靱化計画に位置付けられた強靱化への取り組みに対して、具体的に財政措置を講じていただきたい。

また、災害時に備え、陸・海・空の主要な交通施設や総合的な治水対策と高台まちづくりを促進するための高規格堤防や広域調節池、河川・海岸施設など、重要インフラの機能を発揮できるよう、整備・更新等を迅速かつ継続的に実施していただきたい。

加えて、木造密集地域の不燃化、上下水道の耐震化、無電柱化や多摩地区(山間部)の法面保護対策について、さらにスピードを上げて実施していただきたい。

3. 高騰する建設資材価格等への対応

世界的な燃料・資材価格の高騰の影響は大変深刻であり、建設業は健全な経営を維持することが困難となっております。

ついては、高騰した燃料や建設資材の価格が工事代価に適切に反映されるよう、都発注工事においては、工事請負契約書第 24 条（スライド条項）の適切な運用を徹底していただくとともに、申請手続きを迅速にしていきたい。

また、建設資材の品薄やサプライチェーンの停滞による納期遅延に起因する工期延長等についても柔軟な対応をお願いしたい。

4. 建設業の働き方改革の推進

建設工事における働き方改革を一日でも早く実現するためには、受発注者が相互理解の上で更なる改善に取り組むことが急務です。特に、2024 年 4 月の建設業への罰則付き時間外労働の上限規制を控え、週休 2 日の実現は必須です。

東京都では、週休 2 日工事や施工時期の平準化を推進、工事関係書類の削減・簡素化などの取組みを進めていただいているところですが、建設業が人材・機材を効率的に活用し、長時間労働の是正など働き方改革が推進できるよう、これまで以上に施工時期の平準化を図っていただくとともに、適正な工期設定の徹底、契約・工事関係書類の更なる簡素化、検査の効率化を推し進めていただきたい。

また、民間建設工事における週休 2 日の推進に向けて、民間発注者への働き掛けを強くお願いしたい。

5. 建設キャリアアップシステムへの対応

建設キャリアアップシステム（CCUS）は技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的としたシステムであり、将来にわたって地域を守る担い手を確保する観点からも、普及・定着が極めて重要であります。

国土交通省のまとめによると、2022 年度の実施予定を含めて、都道府県は 35 道府県、政令市は 11 市が、モデル工事での工事成績評価の加点など企業評価の導入を表明しております。

東京都においても、CCUS の登録を後押しするため、モデル工事の実施や入札契約制度等でのインセンティブの付与をお願いするとともに、現場運営に係る経費の負担など必要な措置を講じられるよう予算を確保していただきたい。

6. 建設業におけるD X化への支援

建設現場におけるD Xの推進は、生産性・安全性向上や時間外労働の削減のためにも重要な課題です。

東京都では、リモート会議の拡大や、ウェアラブルカメラ等を使用した確認・立会（遠隔臨場）の試行などを実施されていますが、中小企業への普及が遅れていることから、必要な機器類等の導入費用に係る発注者負担分を拡充し、受注者の軽減を図り全庁で実施していただきたい。

また、建設企業ではB I M／C I Mの導入、タブレット等を活用した施工管理などの取組が進みつつあるが、新たなI C Tツールの導入に係る導入費用や対応できるI C T人材の育成への支援をお願いしたい。

7. 建設業におけるカーボンニュートラル（C N）・資源循環の取組みへの支援

東京都では、2050年C O 2排出の実質ゼロを実現させるため、2030年カーボンハーフを表明し各種取組を加速させております。建設業界においても持続可能な都市の実現に向けて取組んでおりますが、官民一体となって取組みを推進することが不可欠なことから、エネルギー消費量を削減し、脱炭素社会へと誘導するネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）の普及及び既存ビルの省エネ改修を加速させるための啓発と支援をお願いしたい。

また、カーボンニュートラルに取組む企業に対し、インセンティブの付与、補助金の拡充、税制優遇などの支援をお願いしたい。

さらに、脱炭素経営へと誘導する安価な再生可能エネルギー・水素エネルギーの供給拡大をお願いしたい。

以 上

令和5年度東京都予算等に対する要望書

一般社団法人東京都中小建設業協会

【要望事項】

1. 公共事業費の確保と予算の執行について

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、更には新型コロナウイルス感染症対策に多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、東京都の更なる都市基盤整備のためには公共事業費の確保は欠かせません。

また、中小建設業界においても新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き新規受注が減退しており、競争激化が進んでおります。投資的経費の確保と混合入札の是正を要望いたします。

東京都の公共投資は大型施設のみではありません。都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕についても十分に予算を確保していただきたい。さらには、これらの公共事業費に対する予算について、高い執行率において消化していただきたい。

2. 高騰する建設資材価格等への対応について

世界的なコロナウイルス蔓延やウクライナ情勢によって、あらゆる建設資材や燃料が高騰しております。東京都発注工事におかれましては、契約書第24条スライド条項を適用いただいておりますが、一律に条項の適用がなされていない事例も見受けられます。

令和4年4月14日付の「スライド条項の運用について」では、スライド額の算出について「残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します」とありますが、内訳書にある一式金額や見積徴収による金額などについて適切な計算がなされているか疑問があります。スライド額について、正しい計算を導くための「スライド条項運用に関する金額算出の細則」を設け、関連部署への周知徹底を要望いたします。

東京都の運用方針は都内区市町村へ強い影響力を持っており、各区市町村の不正確な運用を防止する観点からも細則を設けることは重要であると考えます。

更に、東京都単価と市場の実勢価格の乖離を解消するため、歩掛の計算方法などを財務局と業界団体で検討するPTを発足していただきたい。

また、スライド条項の適用における手続きは受発注者双方にとって非常に煩雑であり、適用に至らない事例もあるため、必要としている全ての工事において適切な時期に利用できるよう、柔軟な運用をしていただきたい。

3. 働き方改革の推進について

建設業の働き方改革の推進においては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。今後の建設業発展のために、更なる働き方改革の推進は必須であり、週休 2 日制実現は急務です。しかしながら、近年の週休 2 日制に向けた取組状況から真に 2024 年に実現することは非常に困難であると考えます。

私共建設業界は、5 年間の猶予期間を設けていただき様々な対応をしておりますが、労務費の引上げ、長時間労働是正に向けた発注時期の平準化や適切な工期設定、工事書類の削減・簡素化など依然として課題は山積しております。

年々人材不足が加速している建設業界において、将来の人材確保・育成は深刻な課題であり、週休 2 日制を始めとした働き方改革の推進の必要性は理解しておりますが、環境が整わないまま無理に推し進めることで、現在働いている人材の離職につながると危惧しております。

猶予期間の設定についても一律に定めることなく、業界の実情に合わせた働き方改革の推進に、より一層のご協力を要望いたします。

4. 災害対策の推進について

当会では、東京都知事との災害協定の他、23 区と唯一の建設業団体として「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定」を締結しております。しかしながら、現在の体制で有事の際に機能しうるのかという危機感を持っております。

近年の災害復旧対応の実例では、重機等を近隣に保有していたために迅速かつ適切な対応が行われたことが証明されていますが、中小企業に関わらず都内建設業者の多くは重機を自社保有していない、もしくは保有していても置場等が都外など遠方にあり、災害時に有効に使用できるとは考えにくい現状があります。

これらの問題を解消するべく、都内建設業者が重機を近隣に保有することができるよう以下の施策の実施とそれに伴う予算確保を要望いたします。

- (1) 資機材置場の固定資産税優遇
- (2) 災害対策用重機類置場として都道等の高架下他、都有地の提供および「災害時優先使用重機置場」等の看板設置
- (3) 重機購入にあたっての助成金等の優遇措置

尚、これらの施策は東京都と災害協定を締結している業界団体のみを対象としていただきたい。

5. 若手人材の確保・育成について

建設業の就業者は他産業と比べ高齢化が著しく、今後の大量離職が憂慮されていることは周知の事実であり、若手人材の確保・育成は急務です。

東京都におかれましても、昨年「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」を開始されるなど、若手人材の入職促進にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。今後とも中小建設業人材確保に引き続きのご支援と予算確保をお願いいたします。

また、近年の技術者育成モデル JV 工事は、中小企業にとって若手技術者の育成のための大変貴重な機会であります。しかしながら、入札参加条件の第一順位企業は大企業のみ限定されているため、該当業種 A 格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加を要望いたします。

A 格付の中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデル JV 工事」対象工事の規模以上の工事案件に単体及び第一順位企業として参加しています。

また、優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ない技術力を所有しており、共同企業体工事の目的である「中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ること」が可能であると考えます。

6. 建設業における脱炭素・資源循環の取り組みについて

(1) 太陽光パネルの補助金について

カーボンハーフ、脱炭素の取り組みとして、延床面積 2000 m²以上の大規模新築建築物に関して、再生可能エネルギー発電設備の設置を義務付ける方針と伺っていますが、この方針では一部大手企業に限定されることとなります。

中小建設企業がカーボンハーフや脱炭素に向けた積極的な取り組みを行うため、義務付けとはせず、顧客及び事業者側双方への適切な補助金制度による後押しをいただけるよう要望いたします。

(2) 再生骨材コンクリートの利用促進について

再生砕石が都内で滞留しており、コンクリート塊の中間処理施設の受入制限による進捗の遅れや平均処理単価の上昇（約 10%増）による原価の高騰が今後も続く想定されています。

速やかにコンクリート塊の処理が進むよう、再生砕石のみならず再生骨材コンクリートの積極的な利用の推進を要望いたします。

以上

東食協発第 103 号

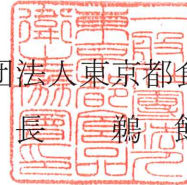
令和 4 年 12 月 6 日

東京都知事

小池 百合子 殿

一般社団法人東京都食品衛生協会

会 長 鵜飼 良 平



令和 5 年度東京都予算等に対する要望について

平素より、当協会をはじめ食品関係業界の振興発展につきましては、格別のご指導、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年度東京都予算等について、次のとおり要望いたします。

何卒、格段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 食品衛生教育等事業委託について
2. 保菌者検索事業委託について
3. 食品衛生向上への取組に対する民間事業者活用について

要 望 事 項

1. 食品衛生教育等事業委託について

食品衛生教育等事業の委託及び委託費について必要額を確保されたい。

本年早々より新型コロナウイルス感染症によるまん延防止等重点措置の適用、またロシアによるウクライナ侵攻を契機とした世界的なエネルギー供給不安や食料品の高騰等により、飲食業界は厳しい状況が続いております。

一方、食品衛生法が平成 30 年 6 月に改正され、原則すべての食品等事業者を対象とした HACCP に沿った衛生管理の制度化、営業届出制度の創設や営業許可制度の見直し等が、昨年 6 月から完全施行されました。

当協会では、これらを踏まえて、東京都をはじめとする行政庁のご指導をいただきながら、食品衛生自治指導員による巡回指導の強化や腸内病原微生物検査（検便）を実施するとともに、従事者教育講習会や業種別講習会などを開催して法律等の改正や食中毒予防対策など、最新情報の普及啓発に努めてまいります。

また、上記講習会の開催が不可能な場合は、YouTube 動画配信等を行なうなど情報提供に取り組んでまいります。

加えて、HACCP 制度化に対応するため、小規模飲食店向けの手引書に基づいた「食品衛生管理ファイル」を作成し、すべての会員に配付して活用方法等の指導を引き続き実施してまいります。

さらに、消費者に対しても、食品衛生街頭相談所の開設やリスクコミュニケーションの場となる消費者懇談会の開催などを通じて、的確な情報の提供に努めるとともに、食の安全・安心を確保するため自主管理体制の確立に努めてまいります。

これらの事業の円滑な推進を図るため、令和 5 年度食品衛生教育等事業に関わる東京都からの委託について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

要 望 事 項

2. 保菌者検索事業委託について

腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラの保菌者検索及びノロウイルス発生動向調査事業の委託及び委託費について必要額を確保されたい。

東京都では、食中毒発生防止の観点から、食品関係従事者に対する腸管出血性大腸菌 0157 及びサルモネラの保菌者検索事業に加え、食中毒事故時に多くの患者が発生しやすいノロウイルスの発生動向調査を実施し、当協会がこれらを受託いたしております。

保菌者検索事業及びノロウイルス発生動向調査は、食中毒の予防対策として極めて有効であることから、令和 5 年度も当協会に対する事業委託について、引き続き特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

3. 食品衛生向上への取組に対する民間事業者活用について

HACCP に沿った衛生管理の定着を図るため推進事業について必要額を確保されたい。

食品衛生法の改正に伴う HACCP の義務化や新たな許可・届出営業が、昨年 6 月 1 日から完全施行されました。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等によりテイクアウト等の多様な形態での食事提供が拡大していることから、営業施設に対する保健所の監視指導業務の増加が見込まれます。

つきましては、営業施設等に対する HACCP 導入にあたっての技術的助言をはじめとする様々な支援等については、保健所によるものに加え、引き続き民間の食品衛生指導機関も活用して、効果的に進めるべきと考えますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度
東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都渋谷区広尾 5－7－1

東京都生活衛生同業組合連合会

会 長 工 藤 哲 夫

目 次

	(頁)
要望書 1 東京都生活衛生同業組合連合会	1
要望書 2 東京都鮪商生活衛生同業組合	7
要望書 3 東京都社交飲食業生活衛生同業組合	1 1
要望書 4 東京都飲食業生活衛生同業組合	1 3
要望書 5 東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	1 5
要望書 6 東京都理容生活衛生同業組合	1 7
要望書 7 東京都美容生活衛生同業組合	2 0
要望書 8 東京都興行生活衛生同業組合	2 6
要望書 9 (公財) 東京都生活衛生営業指導センター	2 8

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都渋谷区広尾 5－7－1

東京都生活衛生同業組合連合会

会 長 工 藤 哲 夫

東京都生活衛生同業組合連合会

傘 下 団 体

東京都鮪商生活衛生同業組合	理 事 長	浅 野 哲 哉
東京都麺類生活衛生同業組合	理 事 長	田 中 秀 樹
東京都中華料理生活衛生同業組合	理 事 長	山 本 富司安
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	塚 口 智
東京都料理生活衛生同業組合	理 事 長	三 田 芳 裕
東京都飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	原 田 啓 助
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	理 事 長	本 間 修
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	理 事 長	鈴 木 章 夫
東京都食肉生活衛生同業組合	理 事 長	宮 本 重 樹
東京都冰雪販売業生活衛生同業組合	理 事 長	福 島 美 男
東京都理容生活衛生同業組合	理 事 長	稲 葉 孝 博
東京都美容生活衛生同業組合	理 事 長	金 内 光 信
東京都興行生活衛生同業組合	理 事 長	菅 野 信 三
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	理 事 長	工 藤 哲 夫
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	理 事 長	佐 藤 明 弘
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	近 藤 和 幸
東京都クリーニング生活衛生同業組合	理 事 長	森 鉄 雄

要望の趣旨

私ども、生活衛生関係営業(生衛業)は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、17業種においてそれぞれ東京都生活衛生同業組合を設立しており、東京都生活衛生同業組合連合会(東生連)を組織しております。

生衛業は、地域住民の日常生活に不可欠で、かつ利用者・消費者にとって安全で衛生的、良質なサービスや商品の提供に努めることにより、都民の生活を支えるとともに、地域社会の中で街づくりなど多方面にわたって貢献しているところです。

新型コロナウイルス感染拡大は、長期に渡って経済社会活動に多大な影響を及ぼし、さらに今年になってウクライナ情勢等によるエネルギー市場、原材料の価格高騰により、とりわけ、小規模事業所が多数を占めている生衛業は深刻な打撃を被っており、厳しい経営を強いられ営業継続への危機感が一層増大している現状にあります。

東京都におかれましては、豊かな都民生活を支えている生衛業界にとって、衛生水準確保のための経営の安定・振興は、特に重要であることをご賢察いただき、格別のご配慮を賜りますよう17の生活衛生同業組合の総意として要望いたします。

要 望 事 項

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大長期化、ウクライナ情勢等に伴うエネルギー市場、原材料の価格高騰等により経営状況がひっ迫している生活衛生業に対して、適時適切な支援策を実施されることを要望します。

(1) コロナ禍により大打撃を受けた生衛業者の再建キャンペーン等の支援事業の拡大展開について

コロナ禍において、断続的に繰り返された休業要請やインバウンドの入国規制等によって飲食業や宿泊業を中心に生活衛生業は大打撃を受けました。

本年 10 月からは水際対策が大幅に緩和され、入国者数の上限が撤廃されました。また、東京都では、都内観光促進事業（もっと Tokyo）に加えて、国の「全国旅行支援」を活用した地域観光支援事業（ただいま東京プラス）を実施しています。さらに、GoTo イートも再開されました。

生活衛生業として、これまでの厳しい経営環境を脱し、来客数や売上の増加による経営改善を支えるため、これらの事業を継続して実施するとともに、生衛業者再建キャンペーンや業種別商品券助成など支援事業を拡大展開されるよう要望します。

(2) エネルギー市場、原材料の価格高騰等に伴う様々な影響に対する助成金支給等の支援について

ウクライナ情勢等に伴うエネルギー市場の価格高騰等により、ガソリン、重油等の燃料や石油関連製品にとどまらず、電気・ガス料金、さらには輸送コスト増等による原材料などが値上がりし、今後もさらなる価格高騰が見込まれています。

生活衛生業の全業種にとって、この価格高騰は、様々な費用負担につながり営業利益の確保が厳しくなり、経営を圧迫しています。

つきましては、エネルギー市場、原材料等の価格高騰の影響に対する助成金、支援金等の制度の構築、生活衛生業の店舗、施設等の光熱水道経費の高騰の影響を極力抑制して営業できるような省エネ効果のある機器・設備の設置に対する助成制度の構築を要望します。

団体名 東京都生活衛生同業組合連合会(東生連)

要 望 事 項
(3) 借入金の負担が重くなっている生衛業者のため、返済期間の延長、利率の低減等が講じられるよう融資の関係部署への働きかけについて コロナ禍の経営環境激変により、飲食業及びサービス業は、事業存続のため協力金等支援金のみでは賄いきれず、借入に依存せざるを得ない状況が続きました。現時点においても感染拡大の長期化により経営状況の好転が見込めず、借入金の負担が重くのしかかり、返済の目処に苦慮している実態もあります。 事業が継続できるよう、借入を行っている生衛業者に対し、借入返済の猶予期間の最大限の延長、更なる利率の低減、利子補給の実施等が講じられるよう融資の関係部署への働きかけを要望します。

要 望 事 項

2 生活衛生同業組合（生衛組合）への加入を促進するため、保健所における営業許可申請時等様々な機会を捉え、生衛組合未加入の事業者に対し生衛組合に関する情報提供を行うなど生衛組合との連携協力の一層の推進を要望します。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に基づく生衛組合は、生衛業の衛生水準の確保に大きく寄与しております。

加えて、生衛組合に加入する組合員は、新型コロナウイルス感染拡大に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに従い適切に事業を行っており、感染拡大防止を含めた衛生管理に最大限の努力をしております。

しかしながら、近年、生衛組合に加入しない生衛業者が増加しており、組合員も年々減少しています。このような傾向が続けば、これまで衛生施設の改善向上や経営の健全化、行政情報や食中毒等の衛生情報等について、組合員への周知等を通じて都内の公衆衛生の向上を図る役割を担っている生衛組合の存続が危ぶまれ、ひいては生衛業界全体における衛生水準の維持向上等においても憂慮される事態となります。

生衛組合の衛生水準確保等に関する役割・意義、活動等にご理解をいただき、生衛組合への加入を促進するため、保健所における営業許可等の各種申請等の様々な機会を捉え、新規業者をはじめとする生衛組合未加入の事業者に対し、加入のメリットをはじめ生衛組合に関する情報提供を積極的に行う等、生衛組合との連携協力を一層推進していただくようお願いいたします。

3 東京都受動喫煙防止条例に係る喫煙室の補助金の継続について要望します。

長期に渡る新型コロナウイルス感染拡大、また様々な価格高騰に伴い、飲食店等の経営状況は厳しくなる一方で、喫煙室を作るための資金繰りが厳しくなり再検討せざるを得ない店舗があります。

また、小規模の店舗では十分なスペースを確保できず、投資コストも莫大なものとなるため、店内を禁煙にするか、喫煙室を作るかを悩んでいる店舗も未だ見受けられます。

以上の理由から、今後も生活環境整備のための補助金制度として継続していただきますようお願いいたします。併せて、申請要件の緩和や手続きを簡易にしたいだけをお願いいたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都江東区豊洲 6 － 5 － 1

豊洲市場 6 街区

東京都鮪商生活衛生同業組合

理事長 浅 野 哲 哉

団体名 東京都鮪商生活衛生同業組合

要 望 事 項

1 中央卸売市場の臨時休業日と 3 連休の撤廃を要望します。

東京都中央卸売市場の休業日は、条例上、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、及び年末年始を原則とした上で、開場日に臨時に休業することができるとされております。

現在、月によって 4 週 6 休又は、4 週 8 休の休業日となっています。

しかしながら、このような臨時休市により、休市前後は、食材が高値取引となり、休市日に営業の際には、お客様から鮮度の落ちた食材を出したかのようにいわれ、大変困惑しております。

この他、お盆と年末年始に 3 連休をしますが、3 連休の際は食材の仕入先を新たに探すなど、仕入れに大変苦勞しています。

このため、臨時市場休業日と 3 連休を撤廃されるよう要望いたします。

また、どうしても休市や 3 連休が必要な場合には、セリを行わなくとも、仲卸店舗が半分交替で営業する形を要望します。

団体名 東京都鮎商生活衛生同業組合

要 望 事 項

2 豊洲市場に関して、次の事項を要望します。

(1) 豊洲新市場 6 街区に自由に止められる駐車場の設置

豊洲市場の 6 街区の駐車場は 6 街区協議会という団体が管理運営を行い、6 街区協議会のメンバーは、東京魚市場卸協同組合、東京魚市場買参協同組合、東京魚商業協同組合、築地市場関連事業者等協議会、買荷保管企業組合、潮待茶屋企業組合、東京都中央卸売市場輸送協力会、東京都中央卸売市場環境整備協会、当組合は 6 街区協議会のメンバーにはなっておりません。

駐車場を有料（毎月 1 万円以上）で契約をしていない買出人（当組合の組合員）は、6 街区 3 階のコインパーキングを利用するしかなく、そのコインパーキングは、駐車できる台数も少なく使用料も高額です。

築地市場とは違い、主要駅からのバス便が少なく、地下鉄も無く、交通アクセスが非常に悪いため、基本的にはバイク、自動車での来場しかないことから、お客として買出しに行って高額な駐車料金を取ることやコインパーキングに駐車できる台数が少ないことに対して、かなりの不満が噴出しております。この状態が続くと、豊洲市場での買出しを止めたり、買出しに行っても駐車料の関係から短時間で済ませるようになり、仲卸店や他の食材店の売上の減少も起こります。

これらを改善するため、豊洲市場 6 街区に買出人であれば、最低 100 台以上は無料で自動車を駐車できるスペースとバイク、自転車が多く止められる駐車場も作って頂くことを強く要望します。

(2) 施設使用料の減額を要望します

豊洲市場は都内でもかなり隅にあり、交通アクセスが大変悪く、築地市場に比べ通勤交通費が大幅に上昇し、負担が増えた為、施設使用料の減額を要望します。

要 望 事 項

(3) 交通アクセスの充実に要望します。

旧築地市場は、日比谷線、大江戸線、都営浅草線に最寄駅があり、銀座に近く交通アクセスが抜群に恵まれていましたが、豊洲市場は有楽町線の豊洲駅からかなり距離があり、ゆりかもめは運賃が高額で不便なことから、大江戸線や有楽町線といった東京メトロまたは都営地下鉄の延伸について、事業計画の策定を加速するよう要望します。

勿論、道路についても都内どの方面からもスムーズに行けるよう、整備を要望します。

3 出前車両の駐車禁止違反での取締りの廃止

配達中に「出前中」と掲示して停車している出前車両を駐車禁止で取り締まる行為はやめて頂きたい。

また、自分の店の前の歩道に出前用バイクを止めただけで駐車禁止違反にされた店もあり、以前では考えられなかった事で、このような行為はやめて頂きたい。

特に駐車監視員には、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を指向した公平かつ適正な取締りを行うよう指導を徹底していただきたい。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都新宿区西新宿 7－1 0－1 2

K K D ビル 5 0 2

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

理事長 塚 口 智

要 望 事 項

1 経済状況好転の為、GoTo 諸施策の実施と私共、社交飲食業界を参加対象とするよう要望いたします。

私共社交飲食業界は、経済状況の好転の影響が最後に反映されるという業界です。コロナ禍で時短や休業で営業の縮小、従業員の離職等による店舗営業回復が長期間据え置かれますと経営の維持、継続は極めて困難となります。

この困難な時代ではありますが、我が国経済循環の、それも好循環としてスピードを上げるべく諸施策を講じて頂きたいようお願い申し上げます。過去には Go to Eat など実効性が評価されておりましたが、加えまして Go to Drink, や Go to Night もご検討下さい。

尚、従前の Go to Eat では風営法第2条第1項該当の私共、社交飲食業種が対象業種から削除されておりましたが、対象業種とするよう併せて要望いたします。

2 社交飲食等営業を少なくとも午前2時まで許可戴けるよう要望いたします。

今般、感染防止対策を東京都が認証した店舗については、利用者の滞在時間、人数制限の協力依頼はせず、感染症対策に配慮した上での営業が求められることとなりました。

風営法では、風俗営業の営業時間は原則午前0時以降の条例で定める時まで風俗営業を営むことを認めるとされております。私共業界では従前から率先して認証店資格の取得に注力し、ガイドラインに従った店舗内接客を厳守してまいりましたが、現在の午前0時では、やはり、お客様の来店が重なり、いわゆる3密状態とならざるをえない事態となっております。

従いまして、営業時間を延長し、お客様のご来店を平準化することが重要であります。そこで現在、長崎県の風俗営業時間延長許容地域では深夜2時までの風俗営業が許可されており、この東京でも少なくとも午前2時までの許可として戴けるよう強く要望いたします。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都中央区築地 2－7－1 2

1 5 三京ビル 5 0 1

東京都飲食業生活衛生同業組合

理事長 原 田 啓 助

要 望 事 項

東京都受動喫煙防止条例に関する次の対応について要望します。

1 自治体による公衆喫煙所の整備拡大及び民間向け公衆喫煙所補助制度の拡大

東京都受動喫煙防止条例で、喫煙可能室の設置が認められている小規模既存飲食店の要件は「資本金 5,000 万円以下」、「客席面積 100 m²以下」、「既存店舗」、「従業員を雇っていない」であり、これに基づき試算すると、都内飲食店で喫煙可能室を設置できるのは 16 % 程度の店舗ではないかと思われます。

また、喫煙環境を整備したいのにも関わらず、狭小店のためやむを得ず店内禁煙とせざるを得ない店舗が多数あります。これらの店舗を利用されるお客様が喫煙できる場所としては屋外空間が想定されますが、都内のほとんどの自治体では路上喫煙禁止条例が制定されており、自由に喫煙ができる環境にありません。

以上の理由から、都及び区などの自治体による公衆喫煙所の設置をより拡充してほしいと希望します。他方、テナントに入居している店舗も多くありますが、テナントオーナーが公衆喫煙所を整備する際の助成制度も、より一層拡大していただきたいと希望します。現在、23 区のうち一部の区ではこのような助成制度がありますが、都内の他の自治体にも波及するよう働きかけていただきたくお願いいたします。

2 調査の継続

過去、東京都は受動喫煙防止条例が飲食店に与える影響について、アンケート調査を実施されましたが、新型コロナウイルスの影響が長期化しており実態が見えづらい状況にあります。引き続き受動喫煙防止対策の取組の実施度合等がどのような影響を与えたのかを、継続的に調査し分析していただきたいと思います。

調査の実施に際しては、組合としてもできるだけの協力を致します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都千代田区外神田 3－1 0－1 0

白銀会館 5 F

東京都冰雪販売業生活衛生同業組合

理事長 福 島 美 男

要 望 事 項

地域イベントの開催を促進するための支援策及び冰雪販売業者をはじめ生衛業者全般の需要を喚起するためのキャンペーンの実施に対する支援を要望いたします。

新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響は大きく、飲食店への客足はコロナ禍前の水準には戻らず、今夏のイベントも中止あるいは、規模を縮小しての開催など消極的な動きがみられています。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻等に伴うエネルギー市場の高騰により、ガソリン、電気料金など様々なものが値上がりし、多くの冰雪販売業者は、今後も続く物価高騰により、苦しい経営を強いられることが見込まれ、事業継続に大きな不安を抱いています。

つきましては、コロナ禍から立ち直る間もなく、エネルギー市場の高騰の影響を受け、引き続き窮地にある生衛業の厳しい経営環境を十分にご高察いただき、下記の施策を要望いたします。

- 1 地域イベントの開催を促進するための支援策の実施
- 2 冰雪販売業者をはじめ、生衛業者全般の需要を喚起するためのキャンペーンの実施

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都新宿区下落合 4－2 6－7

東京理容会館

東京都理容生活衛生同業組合

理事長 稲 葉 孝 博

要 望 事 項

1 訪問理容に関して、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを遵守している組合サロンの積極的な活用をされたい。

ご存じの通り訪問理容に関しても店舗を開設していない業者がサービスを行っている例（移動理容車による当該保健所の許可区域を越えた訪問理容業者等）が多々見受けられます。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえると、一定の衛生措置が法律上も担保され、業界団体が主体となり策定した「理容業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、都道府県等の監視対象となっている理容所を持たない事業者の訪問理容を認めることについては、衛生水準の確保による防止等の目的が達成できない危険性が増すのではないのでしょうか。

本組合においては平成 28 年 3 月 24 日付けで「出張理容・美容の対象について」の厚生労働省課長通知が発出され、訪問理容のサービス対象者が拡大する中、各自治体と連携し養成され 31 支部 41 区市町村で既に活動している「TOKYO ケア理容師」制度の更なる充実に努めております。現在、新型コロナウイルスの不安が増す中、利用者そして技術者の“安心”“安全”を守る面から改めて「訪問理容に関する衛生管理マニュアル」を策定中でもあります。東京都におかれましても本組合と連携いただき、訪問理容の充実に向けてご対応されるよう要望します。

なお、平成 25 年 12 月 25 日、厚生労働省より「出張理美容に関する衛生管理の徹底について」の通知が発出され、①出張理容を行う場所の確保と洗髪設備等にも十分配慮すること、②出張理容は理容店開設者が行うことがふさわしいことから、事業者選定にあたり十分配慮すること、が各市区町村及び福祉施設側に周知が図られたところであり、東京都としても、衛生管理の徹底とともに出張理容を行う実施主体は理容所開設者とすることを要望します。

特に都内各福祉施設における事業者選定につきましても、事業主体として相応しい本生衛組合並びに組合員店をご活用いただき、要介護高齢者等に安心良質なサービスが提供されるようご指導下さることを要望します。

要 望 事 項

2. 組合独自の消費者キャンペーン等に幅広く活用できる助成金制度の構築を要望します。

コロナ禍の中、本組合も都民の皆さまの安心・安全を守るために組合店から「感染させない」そして「感染しない」ことに注力し、東京都の団体向け新型コロナウイルス感染防止対策自主点検等支援事業助成金を活用し、マスクケースをお客様にお配りするなど感染防止策の啓発等に努めた実績がございます。

引き続き基本的な感染防止対策を徹底していくことは当然でございますが、その一方で、いつまでもこの新型感染症を理由に立ち止まっているわけにはいきません。顧客数の減少という非常に厳しい経営環境の中においては、現在あらゆる業界・企業が消費者のマインドをチェンジすべく消費喚起策の企画立案を始めているのではないのでしょうか。本組合においても全国理容生活衛生同業組合連合会が国庫補助金を活用し「Go to バーバー事業」をこの10月に開始することに歩調を合わせ、独自の「消費者キャンペーン」を企画しております。

新潟県では各種団体等が実施するキャンペーンやイベントなどの取組を応援し、県内事業者への発注や県産品の活用を促進することにより、消費喚起や需要拡大を図ることを目的とした「消費喚起・需要拡大プロジェクト応援事業補助金」があると伺っております。

つきましては、東京都においても各業界の実情や創意工夫に合致した何よりも都内の地域経済を支えている私たちのような零細な生衛業者にも元気を与えてくれる商工業振興策の一環として幅広く活用できる助成金制度の構築を要望します。

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都渋谷区代々木 1 － 5 6 － 4

美容会館

東京都美容生活衛生同業組合

理事長 金 内 光 信

要 望 事 項

1 行政による組合加入へのバックアップの要望について

美容組合への加入が年々減少し、それと比例して未加入サロンが多くなり組合員の減少が止まりません。

組合へは任意加入であるが故の忸怩たる思いがありますが、組合は常に行政との連携とその強化に努力しており、特に衛生管理における様々な事業と管理には組合の協力は欠かせないものと自負しております。

特に今日の新型コロナウイルス問題における私ども組合員の衛生管理については、最大の協力を推進し、努力をしてみいました。しかしながら、近年、美容組合未加入の美容室が増えており、組合未加入店においては、コロナ禍における行政からの声も届き辛く、また、衛生施設の維持や改善向上等の衛生水準の確保が厳しくなっていると思料されます。

組合は今後も国や東京都の指導の元、更なる衛生管理の強化を図り、都民の安心安全の確保につとめてまいりたいと思いますが、それには美容組合に全店舗が加入することで大きなファクターとなります。

つきましては、美容室開設窓口である保健所行政の中に、組合加入の推進強化を図る指針を出していただくよう要望します。

要 望 事 項

2 美容師法に違反する営業の防止と取締りの一層の強化について

美容サービスは消費者ニーズの多様化等により、さまざまな営業形態が生まれてきており、その中には美容師法に抵触するおそれのある事例が多数見受けられる。

美容師の資格が無い者による施術や、美容所以外の場所での違法営業（無確認営業）等による美容師法違反で検挙され、以前、マスコミでも大きく取り上げられた「まつ毛エクステンション」については、これまで保健所においては、危害の未然防止・拡大防止のため、営業者等に対して美容業務の適正な実施を確保するとともに、施術による危害防止の周知及び指導監視を図ってこられたと承知している。また、厚生労働省健康局生活衛生課との連携による美容組合の美容師に対する啓蒙と教育等具体的な活動も相俟って功を奏し、「まつ毛エクステンション」における違法行為は減少傾向にあると思われる。

しかしながら、美容所以外での事例としては、貸衣装業者や写真スタジオにおける美容行為及び無資格者による施術の事例、さらに育毛を目的としたヘッドスパや増毛エクステンションなどのサービスにおいて主にエステティックサロンや専門サロンにて無資格者が行っている美容行為の事例など、美容師法に違反して行われる周縁ビジネスに対する取り締まりが十分とは言えない状況と思われる。

東京都においては、消費者ニーズの多様化に対応した新たな美容サービスにおいても、美容師の資格を持つ者が衛生設備の整った美容所で施術を適切に行うことが遵守されることで、消費者である都民の安全が確保されるよう違法営業の防止と取締りの一層の強化に取り組まれない。あわせて、美容師法遵守を広く消費者側にも知っていただく為の対策を要望します。

要 望 事 項

3 出張美容の実施に係る条例の一部改正について

美容所以外の場所で美容の業務を行なうことについては、美容師法でその対象範囲を定め出張して美容サービスを行なうことが認められておりますが、近年この対象範囲については、利用者ニーズ等を踏まえ次のとおり拡大されております。

- ・ 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの。
- ・ 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの。

この範囲拡大と高齢化に伴い当組合の出張美容の消費者ニーズも年々増加しております。当組合所属の美容師による出張美容については、保健所に登録のある美容所の美容師が行ない、また、美容賠償責任補償制度への全員加入により万一の事故にも対応できます。

しかしながら、美容所に所属のない美容師が行なう出張美容は、保健所登録もなく、衛生設備の確保や保険加入の有無も不明な美容師が行なうものとなり、消費者の安全安心が担保されておられません。

については、出張美容を行なえるのは美容所に所属のある美容師が行なうべきと考えますので、このことについて東京都の条例の一部変更を要望します。

要 望 事 項

4 新型コロナウイルス感染症に係る美容業売上減少に対する助成要望について

一向に収束しない新型コロナウイルス感染症感染により、美容室における売り上げは2割～3割の減少が続いております。私ども美容業は東京都内に2万店を超える美容サロンがあり、東京都の人口の2倍に相当する年間延べ約2,400万人のお客様を接客しているにも関わらず、国及び東京都の方針に従いコロナ防疫対策に取り組んでいる結果、美容室においてクラスターの発生は確認されず、衛生水準の高さが保たれております。今後も更なる衛生強化に努め、都民の安全と安心を図って参る所存でございます。

ついてはこのことをご考慮いただき、美容室売上げの減少を補う為の更なる給付金の支給と、安全な美容室への来店を促し、美容業、そして経済の活性化に結び付く、東京都独自の来店支援策、具体的には、国の施策であるGOTOキャンペーンを模して、「GOTOビューティー」と銘打つ形で、お客様がサロンに戻り美容業及び経済の活性化に結びつくような助成策を立ち上げ、ご対応いただくよう要望します。

5 貧困家庭、シングルマザー家庭、ヤングケアラーなど美容室に来店できない子供達の美容料金無償制度の検討及び予算化要望について

コロナ禍による職の不安定化、所得格差の広がりなど、子供を持つ家庭の家計は大変厳しい状況が続いています。特にシングルマザー、ダブル・トリプルワーカーといった家庭では、子供が髪を切ることが難しいといった状況が見受けられます。

容姿を整えるという行為は、外見の美しさや衛生の向上といった直接的な効能以上に、自己肯定感の向上、社会との関わりや生活規律への積極性向上といった子供の健全な成長に有益となる様々な効果を期待することができます。その一方で、首都東京の子供達が自分の容姿を整えることを知らずに大人になっていくことを考えると、日本の美意識や文化、倫理の衰退、貧困の連鎖など、国の行く末が案じられます。

現在、高齢者や障害者を対象に美容組合の組織を活用し実施されている訪問美容サービス制度がありますが、同様に新たな福祉制度、貧困家庭、シングルマザー家庭、ヤングケアラーなどへの子育て支援の一つとして、子供の美容料金の無償制度を検討いただきますよう要望します。そして、自分だけを見てもらえる時間を持たない子供たちに、心を癒す場を届けられることを希望しています。

○子供美容料金無償化によるメリット

- ・容姿を整えることにより他者を尊重する社会性を育成する。
- ・感染症予防、生活衛生の向上
- ・学校家庭以外で子供の立ち寄れる第3の場としての美容室
- ・家族・先生以外に個と個の関係で安心できる大人（美容師）の存在があることの安心
- ・定期的な美容室訪問による虐待やいじめの早期発見
- ・災害など万一の場合の子供110番制度の充実
- ・マイノリティなど多様な顧客を持つ美容師による子供への心理社会的な支援による健全な心の育成（ダイバーシティの獲得、自己肯定感の増進など）

○対象となる年齢

小学生高学年～高校生

○都による子供一人当たりの助成の目安

子供一人当たり美容料助成金額

1回4000円 年6回利用 24,000円

○利用料金の精算方法

都による利用券の発行と東京都美容組合による利用券回収、都への請求

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

東京都予算編成等に対する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都港区新橋 6－8－2

全国生衛会館 6 F

東京都興行生活衛生同業組合

理事長 菅 野 信 三

要 望 事 項

1 空調整備に対しての補助金をお願い致します

将来的に起こりうる新規ウィルスの感染対策、また供給されるエネルギー不足に対しての節電、温暖化抑止のための省エネ対策として、旧来の設備が徐々に劣化していきますので、合理的な設備投資が必要となります。

税の減免よりも、明確な使途に対しての補助金をいただき、将来に備えたいと考えます。

文化庁では、公的な施設に対してのみ補助するという取組が行われています。

2 バリアフリーのための「字幕メガネ」の購入の助成をお願い致します。

映画業界では、視聴覚障害者のためのバリアフリー映画の在り方について普及促進を行ってきました。現在、邦画メジャー作品においては、視覚障害者はスマートフォンがあれば音声ガイド付きで鑑賞できます。

一方、聴覚障害者は「字幕メガネ」があれば、いつでもどこでも字幕付きで鑑賞できるようになりましたが、「字幕メガネ」が高額です。

映画館より、この「字幕メガネ」の貸し出しを要望されています。

東京都がバリアフリー施策の、全国初のモデルとなるべく、各映画館に「字幕メガネ」を配置させていただきたいという思いです。

具体的には、都下映画館50館に、2台ずつの配置で100台の購入を考えています。

エプソン社製のメガネが1台10万円で、1,000万円の予算規模となります。

(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 基本的施策11条障害者による情報取得等に対する機器等に該当するものです)

東京都知事

小池 百合子 様

令和 5 年度

(公財)東京都生活衛生営業指導センターが
行う事業に関する要望書

令和 4 年 1 2 月 6 日

東京都渋谷区広尾 5－7－1

(公財)東京都生活衛生営業指導センター
理事長 三 田 芳 裕

(公財)東京都生活衛生営業指導センター

会 員 団 体

東京都鮪商生活衛生同業組合	理 事 長	浅 野 哲 哉
東京都麺類生活衛生同業組合	理 事 長	田 中 秀 樹
東京都中華料理生活衛生同業組合	理 事 長	山 本 富司安
東京都社交飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	塚 口 智
東京都料理生活衛生同業組合	理 事 長	三 田 芳 裕
東京都飲食業生活衛生同業組合	理 事 長	原 田 啓 助
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合	理 事 長	本 間 修
東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合	理 事 長	鈴 木 章 夫
東京都食肉生活衛生同業組合	理 事 長	宮 本 重 樹
東京都氷雪販売業生活衛生同業組合	理 事 長	福 島 美 男
東京都理容生活衛生同業組合	理 事 長	稲 葉 孝 博
東京都美容生活衛生同業組合	理 事 長	金 内 光 信
東京都興行生活衛生同業組合	理 事 長	菅 野 信 三
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	理 事 長	工 藤 哲 夫
東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合	理 事 長	佐 藤 明 弘
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	近 藤 和 幸
東京都クリーニング生活衛生同業組合	理 事 長	森 鉄 雄

要望の要旨

平素から、(公財)東京都生活衛生営業指導センターの事業につきまして、格別のご理解、ご支援をいただき、御礼申し上げます。

私どもの団体は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された公益法人です。

生活衛生関係営業における経営の安定化・健全化等を通して業の振興を図り、衛生水準の維持向上及び消費者利益の確保のための各種公益目的事業を行っております。

生衛業の経営環境は、これまでの厳しい状況に加え、新型コロナウイルス感染の収束が見えず長期に渡る戦いが続き、さらに今年になってウクライナ情勢等によるエネルギー市場、原材料の価格高騰が起こり、一層厳しい経営が長く続くこととなります。

この状況において、生衛業の振興及び衛生水準の向上を図るための事業は、営業者はもとより消費者からも期待され、事業の充実がより求められています。

東京都におかれましては、当指導センターの機能の一層の充実を図るためのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金及び生活衛生営業振興事業費補助金の確保について要望します。

東京都生活衛生営業指導センター（以下、「指導センター」という。）は、国庫補助基準に基づき、都から補助金を受け、経営指導員による生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）に対する衛生施設の維持・向上、経営の健全化等の相談・指導や関連する事業を通じて、生衛業の衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興を図っており、都民の日常生活に大きな役割を果たしております。

あわせて、東京都からの単独補助金により、生衛業の情報化支援、経営改善のための経営相談、異業種との連携による新たな営業の展開を図るための支援等、生衛業の振興・経営の健全化を図るための事業を行っております。

生衛業を取り巻く経営環境が依然として厳しいなかにおいて、各生活衛生同業組合からは、指導センターに対して各種事業の一層の拡充についての要望が挙げられております。

つきましては、指導センターの運営費、事業費の約80％が国及び東京都からの補助金で賄われていることから、生衛業の更なる振興を図るためには補助金の確保が必要不可欠であり、これまで指導センターが果たしてきた役割を今後も適正に執行できますよう、補助金の確保について特段の配慮をお願いします。

要 望 事 項

2 経営指導員の体制強化を要望します。

東京都内には、生衛業施設が約 23 万施設あり、全国施設数の 10 パーセント以上を占めています。

このような状況下において、当指導センターの経営指導員は、生衛業への経営指導や地域生活支援事業・感染症対策事業を始めとした都民の健康・福祉の向上のための多くの東京都補助事業（国庫補助対象事業及び東京都単独補助事業）を実施しています。

しかしながら、当指導センターの経営指導員は、国庫補助要綱により、定数が 4 名と査定されており、各事業予算の工夫により嘱託員や臨時職員を雇用する中で、日常業務に何とか対応しているのが実態です。

つきましては、指導センターが、その役割を適正に発揮するためにも、都の実態に即した経営指導員の配置・拡充について国に働きかけるなど、都としても経営指導体制強化に向けた配慮をよろしくお願いいたします。

令和5年度 東京都予算に対する要望書

令和4年12月6日

公益社団法人 東京都老人クラブ連合会

令和5年度 東京都予算に対する要望書

3年にわたる新型コロナ感染拡大の影響で老人クラブ活動の自粛・停滞が続
き、ダメージを受けました。

クラブの解散が相次ぎ、こころとからだの不活発になり、元気高齢者が次第
に元気を失くしています。

私たちは、新型コロナ感染症の感染リスク以上に、このような「目に見えて
差し迫った危機」を身近に感じています。

このままでは、地域の元気がさらに損なわれ、地域社会の崩壊につながりか
ねないと危惧いたします。

私たちは「活動するリスク」と「活動しないリスク」の間^{はざま}で、感染防止対
策を講じながら、地域の方々の理解と協力の下、軽スポーツやレクダンス、誰
でもカフェなどの「健康づくり活動」や、「友愛・見守り、ボランティア活動」
を進めております。

そして、私たちは、老人クラブの会員が減少する状況に苦しんでおります。
都市化、個別化、多様化、生涯現役という社会風潮の中でも、地域の元気を枯
渇化させないように、新しい仲間を増やす「会員加入促進運動」に精力的に取り
組んでおります。

老人クラブ活動を、地域で活発に、そして楽しく愉快に行うことが、仲間を
増やし、高齢者を元気にして、地域を明るく豊かにする道と信じて邁進^{まいしん}した
いと考えます。

東京都におかれましては、地域の老人クラブを「後押し」と「寄り添い」で
もって、ご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

改めて、老人クラブの原点に立ち返ります。

誰もが願う健康で生きがいのある生活の実現に向け、「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」を目標に、健康づくりや介護予防の活動、高齢者相互の支え合い・友愛活動、さらには、安全・安心への地域見守り活動などを、地域づくりの担い手として、積極的に活動を展開することです。

老人クラブの活動が地域に果たしている意義と役割を是非ご理解いただき、令和5年度の予算編成にあたり、次の事項につきまして、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

1 東京都老人クラブ連合会活動の充実と強化

- (1) 老人クラブ友愛実践活動助成事業の充実
- (2) 老人クラブ健康教室事業の充実

(東老連健康づくり大学校、各種健康推進事業を含む)

2 老人クラブ活動費の充実・確保

(見守り・支え合い、助け合いの地域づくりの活動)

(見ていて楽しい、やってみて楽しい活動)

令和4年12月6日

東京都知事

小 池 百合子 様

公益社団法人 東京都老人クラブ連合会

会 長 村 上 光 夫

団体名 公益社団法人東京都リサイクル事業協会

要 望 事 項
1 新型コロナウイルス感染症対策におけるリサイクル業界への支援について 私どもリサイクル業界のうち、びん缶・PET ボトル・プラスチック製容器包装等の選別処理ラインに従事する者は、都民が直接口にしたものを扱うため感染の不安を抱きながら実務にあたっております。 第 8 波の拡大による新たな影響が懸念されるところですが、社会的インフラの一端を担う者として、事業停止を回避し、最前線に立つ従事者の感染と不安を可能な限り払拭するために、検査体制を充実する必要があると考えております。 比較的安価で簡便な抗原検査キットが普及しはじめ、厚労省等では「研究用」ではなく「体外診断用医薬品」を選ぶよう注意喚起されています。これらは市中の薬局や医薬品卸売事業者から購入できますが、在庫保証がなかったり、購入数制限等があったりで、個別事業者レベルでは確実な入手が容易ではありません。 <要望> 各事業所の職員が安心して従事し、濃厚接触者等が職場に早期復帰できるよう、都として抗原検査キットを確保、配布いただける制度の整備をお願いします。 2 リサイクル委託事業等の競争入札に関する対応について 近年の財政逼迫等を背景に、資源収集・中間処理業務を競争入札に切り替える自治体が散見されるようになって参りました。この結果、地域に回収事業者がいるにもかかわらず、安値で落札した事業者が当該地域で収集し、地元事業者の扱い量が減少し、地元事業者の事業環境が悪化する事例等が発生しています。 リサイクル事業はもともと人材確保が極めて困難な職種のため、一度離職した者の再就業はおろか新規就業者も容易には見込めない状況にあります。こうしたことから過去には受託者の変更が事業の質の低下につながり人身事故を引き起こした例もある等、大きなリスクを伴います。 地域で発生した資源は、地元の責任のある業者が取り扱い、エンドユーザーに販売するのが最も合理的で持続的なリサイクル社会のあり方であり、すでに都内には効率的なリサイクルインフラが整備されております。 安定した公衆衛生事業の維持の観点から環境省では、都や政令指定都市を通じて各自治体へ 2 つの通知（※H20. 6. 19、H26. 10. 8）を出しています。にもかかわらず、自治体によっては地方自治法 234 条を根拠にした競争入札を実施するところがあります。 <要望> 最高裁等の判例に示されているとおり、リサイクルシステムの維持には、競争入札はなじまないばかりか、地元の資源回収機構の崩壊につながりかねません。都におかれましては、私どもが地域で構築してきた資源回収機構の社会的な価値と必要性をご認識いただき、都内自治体に対してとりわけ資源収集・中間処理業務を競争入札へと移行することないよう助言・指導をご徹底いただきたい。 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（通知）」（廃棄物対策課長 平成 20 年 6 月 19 日） 「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用について（通知）」（廃棄物・リサイクル対策部長、平成 26 年 10 月 8 日）

3 地域環境力活性化事業「地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業」への対応について

古紙マーケットは、昨年1月から中国への輸出は完全にストップしましたが、この間国内メーカーや周辺国からの段ボール原紙の輸出が増加し、徐々に段ボール古紙価格低迷に歯止めをかけられるようになってきたところです。しかしながらロシアのウクライナ侵攻による、原燃料、資材等の高騰が、回収事業者や問屋事業者、双方にとって回収・処理コストの圧迫要因となっており、回復の見通しがたっていないのが実情です。

都環境局におかれましては、これまで「地域の健全なリサイクルシステム維持支援事業」において、年々ご支援内容を改編いただいていたところです。しかし利用自治体が一部に限られており、都内全域の集団回収事業者への支援が広く行き渡っている状況にはございません。

<要望>

- ① 事業期間が令和5年度までとなっているが、事業期間の延長をお願いしたい。
- ② 回収業者への区市町村の財政支援が「令和2年度以降に行う、新規支援または既存支援の拡充に限る」となっています。集団回収存続の危機は、新規も旧来分も同様に瀕しており新旧の差はありません。よって新規支援や拡充分とする限定を解除いただき、すべての集団回収事業を支援対象にしていいただきたい。

以 上

公益社団法人東京都リサイクル事業協会
理事長 栗 原 正 雄
事務局：〒111-0055 台東区三筋 2-3-9-701
電話：03-5833-1030 FAX：03-5833-1040
担当：後藤浩成

東京都知事

小 池 百合子 殿

令和 5 年度予算に対する要望書のご提出について

拝啓

錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止を行う中での協会事業ではありますが、改正フロン排出抑制法が施行され 2 年が経過し、機器廃棄時の手続きや罰則が強化され、東京都でも昨年には違反事案について公表が為されたところでありました。

そこで、機器使用時のフロン排出削減に向けて適切な機器の点検整備を促進し、フロン漏えいを防止するための取り組みを実施、機器廃棄時のフロン排出削減に向けて適正なフロン回収を促すとともに、フロン排出削減加速のための支援をすることなどが重要と考えております。

つきましては、お送りしました令和 5 年度予算に対する要望書に記載させて頂きました委託事業とフロン対策講習会を積極的に推進して参る所存であります。

当協会は、創立 50 周年の佳節に気候変動及び地球環境保護に貢献する事業において SDGs の認定を取得し、東京都環境局とともにその達成に向け今後とも取り組んでまいります。

何とぞご指導、ご鞭撻を賜り都政の運営に、少しでも寄与させて頂ければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

令和 4 年 1 0 月 1 4 日

一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会
会 長 渋谷 俊 徳

令和5年度（2023年度）要 望 事 項

一 事業の目的について

本事業の分野は、気候変動の影響を緩和することを目的とし、業務用冷凍空調機器に使われているフロンの大気排出を抑制する施策である。

環境省が公表した2020年度国内温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で前年度比5.1%減の11億5000万トンと、7年連続の減少となった。一方、冷凍空調機器の冷媒等として使用されるフロンの排出量は、前年比4.0%増の5170万トンと依然として増加傾向にある。業務用冷凍空調機器は国内で約2000万台稼働しており、そこに使われているフロンは、二酸化炭素の数千倍の温室効果ガスであることから、フロンの大気排出は大きな環境問題であり、フロン排出抑制法に基づき確実な排出抑制を行う必要がある。

地球温暖化対策計画では、2030年に向けた日本の温室効果ガスの削減目標について、全体では2013年度比46%削減と従来目標から大幅に引き上げる方針を示しており、中でもフロンは55%削減と最も厳しい目標値となっている。

この目標を達成するには、上流ではフロン使用製品のノンフロン・低GWP化の推進、中流では機器使用時におけるフロンの漏えい防止、下流では機器廃棄時のフロンの回収促進と、フロンのライフサイクル全体にわたる対策が必要になってくる。

東京都でも「ゼロエミッション東京」にフロン対策を掲げ取り組みを進めている。都内には、上流事業者の後押しとなる機器を選定・購入する機器所有者、中下流に位置する使用者、保守・整備業者、廃棄物処理業者が多数存在し、フロンの大気排出抑制の支援、法の周知・啓発に継続的に取り組むことは大変重要な課題である。

当協会は「都民に対する冷凍空調機器の取扱いに関する啓発」が事業の一つの柱であり、従来から東京都と連携してこの問題に積極的に取り組んでいる。

令和4年度は

① 先進技術を活用したフロン排出削減技術の調査

② 管理者へのフロン削減対策支援事業

③ 自然冷媒を用いた冷凍空調設備に関する実態調査や安全管理マニュアル作成を実施している。

また、例年開催してきたフロン対策講習会も、対面式の講習会を2年ぶりに開催し多くの関係者に周知・啓発を行った。

そこで令和5年度は

1. 機器使用時のフロン排出削減に向けて、適切な機器の点検整備を促進し、フロン漏えいを防止するための取組を実施する。
2. 機器廃棄時のフロン排出削減に向けて、引続き適正なフロン回収を促すとともに、回収率向上に向けた取組を実施する。
3. フロン排出抑制法の意義や法の概要などを広く都民や関係者へ周知・啓発するため、フロン対策講習会を都内の公共施設などを活用して実施する。

これらの事業を実施することで、フロン排出を抑制し、気候変動の影響緩和の実効を上げることを目的とする。具体的には以下のとおり

1. 機器使用時のフロン排出の削減に向けた取組

事業の件名：機器使用時の点検整備の推進

事業の概要：機器使用時漏えいの未然防止あるいは早期発見のため、すべての管理者の模範となるよう点検整備、必要に応じて修理を支援し、管理者の自発的行動を促す。

事業の内容：(1)機器使用時の点検整備を支援し、機器使用時漏えいの未然防止あるいは、早期発見等に対する管理者の理解を深める。
(2)成果を地域団体、業界団体などを通して周知し、団体内での周知・啓発をはかる。

事業の対象：業務用冷凍空調機器管理者、管理代行者、および充填回収業者

2. 機器廃棄時のフロン回収率向上に向けた取組

事業の件名：回収作業実施機器の残存冷媒量削減の取組

事業の概要：回収作業は実施されたが、作業不足や技術的制約等により回収されなかった未回収分について、その要因分析、要因ごとの実態調査、改善策の提案などを行う。

事業の内容：(1)機器メーカー、充填回収業者等からのヒアリングにより、回収率向上のためのノウハウを集積し、広く周知・啓発をする。
(2)回収率向上の阻害要因を洗い出し、作業時間分析、残存冷媒量の定量評価などを行う。
(3)残存冷媒量最小化のための作業要領提案を行う。

事業の対象：建設・解体業者等および充填回収業者

3. フロン対策講習会の開催

講習会の件名：フロン排出抑制法とその対策を周知・啓発のための講習会

講習会の概要：フロン排出抑制法に基づく機器管理の実態、立入検査の事例、充填・回収量、算定漏えい量などの集計資料、回収技術、漏えい対策技術、今後のフロン動向、機器廃棄時のポイントなど、折々のトピックを織り交ぜ講演する。

講習会の対象：以下の人たちを対象にする。

- 1) 機器所有者には、定期点検によるフロン漏えい防止の周知・啓発を行う。
- 2) 空調機器設置施工業者、保守・整備業者には、法に基づく責務の周知・啓発、フロン排出抑制技術の向上をはかる。
- 3) 建設・解体業者には、解体時のフロン排出抑制の重要性を周知する。

講習会の場所：東京都内の公用施設、地域会場等

講習会の日程：令和5年4月～令和6年3月

講習会の回数：1日午前・午後2回制 計4回程度開催予定

対 象 人 数：1,000名（機器所有者、フロン関係業者）

二. 予算要望金額について

1. 機器使用時のフロン排出の削減に向けた取組

機器管理者等が適切に機器の点検整備に取り組むよう促すため、点検整備や修理を実践する。令和5年度使用時関連予算額：8,360,000円（税抜き）を要望する。

2. 機器廃棄時のフロン排出の削減に向けた取組

廃棄時の回収率向上のため、未回収分について、その要因分析、要因ごとの実態調査、改善策の提案を行う。令和5年度廃棄時関連予算額：8,520,000円（税抜き）を要望する。

3. フロン対策講習会開催費用の要望について

フロン対策講習会は、東京都環境局との共催で2008年度から継続し開催してきた。年4回開催し、継続して毎年1,000名程度が参加している実績を踏まえ今後も同様の計画を推進し、周知・啓発を行っていく。令和5年度講習会関連予算額：1,970,000円（税抜き）を要望する。

三. 予算総金額の明細について（消費税不含）

1. 機器使用時のフロン排出の削減に向けた取組

点検整備依頼者募集・選定	1,200,000
点検整備、修理作業実践	5,120,000
関連諸団体への周知・啓発	1,200,000
報告書纏め、雑費、管理費等	780,000
合 計	8,360,000

2. 機器廃棄時のフロン排出の削減に向けた取組

現状ノウハウの集積	1,200,000
阻害要因の分析、作業の定量評価	4,160,000
問題解決のための作業要領策定、提案	2,380,000
報告書纏め、雑費、管理費等	780,000
合 計	8,520,000

3. フロン対策講習会

会場費（4回）	260,000
講師謝礼（4名分）	120,000
資料（テキスト作成）、チラシ・案内状作成	300,000
案内状 郵送料（7000通・@84）	588,000
人件費（交通費込・資料準備）、その他雑費（通信費含）	702,000
合 計	1,970,000

四、事業のスケジュール及び実施団体について

1. 実施期間：令和5年4月から令和6年3月まで
2. 報告書提出：中間報告 令和5年11月、最終報告 令和6年3月
3. 実行団体：一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会
会 長（代表理事）：渋谷俊徳
窓口担当（専務理事）：久保一郎
事業担当（理事・技術委員長）：高島章吉
〒105 - 0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 402-2 号室
電話：03-3437-9236 FAX：03-3459-1474
<http://www.toreikyo.or.jp> e-mail：trkl@toreikyo.or.jp

令和4年10月

東京都知事 小池百合子 殿

東京都荒川区西日暮里 1-5-2 (株)ハセベ 3F
東京都公立中学校 PTA 協議会
会 長 関口 哲也

公立中学校教育に関する要望書

日頃より公立中学校の教育に関して、ご尽力いただき感謝申し上げます。特に、昨今のコロナによる教育環境への影響に対し、様々な施策を展開いただいたこと、また東京都公立中学校 PTA 協議会(以下、都中 P と記載)の活動に対し、ご理解とご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

都中 P では、「心豊かな子どもを育てる PTA 活動の推進」を理念に、東京都の中学生のために力を注ぐ全ての PTA のために広く活動をしています。

その都中 P の重要な役割である「中学校教育の改善」と、「PTA の活性化」のために、東京都として実現いただきたい事項について、都内各地区の PTA からの要望を元に都中 P の要望としてまとめましたので、ご査収いただけますようお願いいたします。

何卒、実現いただきたく、本要望書【詳細編】に対するご回答、または対応方針について、令和5年2月末日までに、書面での回答をいただきたく、お願いいたします。

— 【概要編】 —

〔1〕 教育活動のより一層の充実に向けた要望

要望事項 1)教育環境を充実させるための取り組みと対策

これからの社会を担う子どもたちが、新しい社会を生き抜き、世界に通用する人材になるための教育を受けられるように、教育環境の充実は重要と考えています。

すでに、現在の教育環境には、様々な課題が見えてきていることは、周知の事実です。特に、教員の子どもに向き合う時間の増加、教員の質の確保や、新しい教育方法の実践、近年増加する「いじめ」への対策、地域格差の削減、様々な特徴や事情を持つ子どもたちに向けた環境の整備や課外活動のやり方、コロナが存在することを前提とした教育システムの構築やコロナ禍に対する子どもたちや教員の精神面でのフォローなど、様々な取り組みや対策をお願いいたします。

〔2〕 部活動による子どもたちの成長に向けた要望

要望事項 2)部活動を継続するための仕組みの構築

部活動に対して、教員の負担も大きいことは認識しています。しかしながら、部活動は子どもたちの成長を促す重要な取り組みでもありますので、教員の負担の軽減や、部活動指導員や地域指導者により部活動を継続できるような仕組みを構築いただきたくお願いいたします。

〔3〕 子どもたちの安全・安心の確保に向けた要望

要望事項 3) 区市町村の子どもの安全・安心施策への予算的支援

子どもたちを取り巻く環境では、近年様々な事件や事故が発生し、その安全・安心の確保は、区市町村や地域とで取り組まれています。しかしながら、区市町村の予算的課題から対策状況に地域格差があると認識していますので、区市町村への予算支援などいただきたくお願いいたします。

〔4〕 PTA との連携強化に向けた要望

要望事項 4)教育委員会と PTA 協議会(連合会)や地域との連携強化

学校と地域と家庭が連携し各地域での学校教育を支えるために、PTA には大きな役割があることはご認識いただいている通りです。PTA は任意団体ではありますが、教育行政の一翼を担う重要な組織でもあります。

様々な要因から学校教育システムが変化する中、学校教育を支えるためには、教育委員会と PTA と地域がこれまで以上に連携していくことが必須であると考えています。そのため、その連携の強化をいただきたくお願いいたします。

— 【詳細編】 —

[1] 教育活動のより充実に向けた要望

要望事項1)教育環境を充実させるための取り組みと対策

1. 学校教育の充実

要望理由：

これからの社会を担う子どもたちが、新しい社会を生き抜き、世界に通用する人材になるための教育を受けられるように、教育環境の充実は重要です。そのためには、教員の子どもに向き合う時間を増加し、きめ細やかな教育を行うために、東京都基準の制定や様々な施策を適用する予算の確保が必要になります。

特に、教員の質の確保や、GIGA スクール教育環境の利活用など新しい教育方法の実践に向けて教員への教育研修の充実は重要と考えています。

なお、東京都は広く地域による特色だけでなく差異(格差)もあるという現実があります。そのような現実の中子どもたちは生まれ育つ地域を自分で選ぶことはできません。子どもたちの教育環境を平等にするために、地域(育つ場所)による格差を減らすような対策が必要になると考えていますので、よろしくお願いいたします。

具体的内容：

下記のような対応をいただきたく、お願いいたします。

① 教育環境の充実に向けた改善

(ア)35人以下学級の中学2年生や3年生への適用拡大

(イ)教員の質の確保(質の確認方法の充実)や、教員へのICT活用授業法教育研修の充実

(ウ)学校内外の通信ネットワーク設備の増強(生徒全員の不可に耐えられない学校有り)

(エ)地域格差を減じる対策(市町村への予算的支援)

② 教員配置基準の見直し(東京基準の制定)

(ア)小規模校に対応する教員配置基準の見直し(増員)

(イ)学校運営協議会による人事枠(異動抑止枠、短期異動枠)の設定

③ 教員の負担軽減

(ア)教員の待遇改善(教員のなり手を増やすことによる質の改善)

(イ)補助教員の充実・ボランティア活用施策の展開

(ウ)補助教員・産休代替/時間講師・ボランティアの検索支援、又は検索支援システム構築

④ 予算化

(ア)教員の待遇改善・増員・教員研修を行うための予算の増額

(イ)ボランティア要員のための区市町村への予算補助

(ウ)通信ネットワーク設備増強のための区市町村への予算補助

(エ)学習指導ボランティア登録や代替教員検索支援システム構築に向けた予算

(オ)地域格差を減じる対策のための区市町村への予算補助

2. いじめ対策、不登校対策、特別支援教育への要望

要望理由：

子どもたちが教育を受ける権利は平等ですが、一方で様々な事情や特性を持つ子どもたちも増えている実情があります。そのような子どもたちに対しても、きめ細やかな対応をするための環境の整備が必要です。特に、そのような環境の整備には、対応人員の質と配置、研修が重要ですので、ご対応いただきたくよろしくお願いいたします。

具体的内容：

下記のような対応をいただきたく、お願いいたします。

- ① 教育環境の充実に向けた改善
 - (ア)多様性を認め合う学級や学校作り
 - (イ)「いじめ防止プログラム」の充実
 - (ウ)ICT リテラシー教育の推進(SNS などによる「いじめ」発生の抑制対策)
 - (エ)不登校生徒の適用指導教室の増設
 - (オ)障がい理解教育の推進
- ② 教員配置基準の見直し(東京基準の制定)
 - (ア)特別支援教室の在籍年数の複数年化の復活(令和 4 年度からの単年度化により保護者・教員ともに負担増加し、また先を見通した教育に影響が出ているため)
 - (イ)養護教諭の増員
 - (ウ)特別支援コーディネータの配置の促進と役割の明確化
(レベルがそろっていないため、活用方法の明示と研修が必要)
 - (エ)特別支援に関する支援員の柔軟な雇用の仕組みと雇用時間枠増
 - (オ)医療的ケアが必要な子どもための看護師の雇用の仕組み
- ③ 予算化
 - (ア)上記に対応するための予算化

3. コロナ禍での教育の充実

要望理由：

コロナ禍での学校教育は、子どもたちや教員の方々にも大変な負担やストレスを感じられていると思います。そのため、その負担やストレスを意識しながらも、コロナが存在することを前提とした教育や課外活動の続けていく必要があります。

特に、マスク生活が続いたことから、体育祭で走るときにも心理的にマスクをはずせなくなっているなど、授業や部活動、行事などの様々局面での、子どもたちの精神面でのフォローをお願いします。

具体的内容：

下記のような対応をいただきたく、お願いいたします。

- ① 子どもたちや教員の精神面でのフォロー(スクールカウンセラーの配置日数の増加など)
- ② コロナ感染によるいじめが発生しないよう対策の実施
- ③ もしもの時のオンライン授業に対応する準備と教員研修の充実
- ④ 都立高校のオンラインオープンキャンパスなど、時勢に対応した学校説明会などの実施
(進学対応)

〔2〕部活動による子どもたちの成長に向けた要望

要望事項 2)部活動を継続するための仕組みの構築

要望理由：

部活動は小学校から中学校に進学した子どもたちの目標の一つであり、子どもたちの成長を促す取り組みでもあると考えます。一方で負担に感じている教員は多いとも認識しています。また、部活動の地域移行についても各団体で検討を重ねている状況だと思いますが、予算の問題や教員の負担を地域に負わせることになり、急速には難しいのではないかと考えていますが、保護者への状況説明は、早めに丁寧に行っていただきたいと思います。さらに、部活動による子どもたちの指導にやりがいを感じている教員もいること、十分な教員数を配備することにより教員による部活動の継続も可能ではないかという声も PTA からは出ています。そのため、顧問となった教員の待遇改善や、部活動指導員制度の適用の拡大や待遇の改善による対策も必要と考えます。

特に、教員の異動に伴い廃部となる部活動も多く(後任の人事には学科が優先されるのは理解)、部活動を継続できるような仕組みの構築もお願いいたします。

具体的内容：

下記のような対応をいただきたく、お願いいたします。

- ① 子どもたちの生涯スポーツの機会の確保
- ② 部活顧問教員の待遇改善や人員増強
(ア)部活動指導員制度の充実と待遇改善(そのための区市町村への予算補助)
- ③ 部活動を継続するための仕組みの構築
- ④ 子どもが負担無く部活動へ参加できるような東京都の方針の提示
- ⑤ 地域により家庭により参加できる出来ないの差が出ないような予算措置

[3] 子どもたちの安全・安心の確保に向けた要望

要望事項 3) 区市町村の子どもの安全・安心施策への予算的支援

要望理由：

都市としての安全・安心の確保は、東京都でも「東京都安全・安心まちづくり協議会」など取り組まれている重要な事項であると考えます。その中でも子どもたちを取り巻く環境では、近年様々な事件や事故が発生し、その安全・安心の確保は、区市町村や地域とで取り組まれています。しかしながら、区市町村の予算に地域差があると認識しています。

特に、通学路の安全確保や体育館への冷暖房設備の設置などは、地域格差も発生していますので、対策いただきたくお願いいたします。

具体的内容：

下記のような対応をいただきたく、お願いいたします。

① 教育環境における安全・安心確保を区市町村へ通知

② 区市町村の安全・安心施策への予算的支援

(ア) 通学路の地震時倒壊危険物の排除

(イ) 通学路への防犯カメラの増設

(ウ) 都内公立中学校全校の体育館への冷暖房設置

(昨今の気温/湿度の急な変動による子どもたちの体調が不安視されています、大きな問題となる前に設置願います)

A) 既設災害時用設備の授業時利用許可

B) 設置に係わる区市町村への予算補助

[4] 教育委員会と PTA や地域との連携強化に向けた要望

要望事項 4)教育委員会と PTA 協議会(連合会)や地域との連携強化

要望理由：

学校と地域と家庭が連携し各地域での学校教育を支えるため、また中学生の健全育成と安心・安全な学校生活を支えるために、PTA には大きな役割があることはご認識いただいている通りです。その PTA が役割を果たすためには、各学校の PTA(単位 PTA)や、その活動を支える地区 PTA 連合会、さらにその集合体である都中 P が安定的に活動をしていく必要があります。また近年東京都で発生している PTA 加盟率の低下という問題を真摯に受け止め、東京都全体の PTA 加盟率を高め、PTA 同士の横の繋がりを広げることが重要と考えています。

特に、首都である東京都の教育行政は、全国都道府県教育行政の模範であるべきと考えます。しかしながら、他道府県における PTA 加盟率や連合会加盟率に比べ、東京都の PTA や PTA 連合会加盟率は減少している状況です。これは東京都教育委員会と都中 P の連携が希薄となっていることが要因のひとつと考えています。

PTA は任意団体ではありますが、教育行政の一翼を担う重要な組織であり、また将来の地域運営の活動を担う人材の登竜門でもあります。一般の任意団体とは異なることを再認識いただき、PTA 活動の活発化のために、これまで以上に連携を強化いただきたくお願いいたします。

また地域においては、学校と PTA と学校運営協議会との連携も重要と認識しています。その設置が進むように、またその活動に係わる正確な情報が届くように働きかけをお願いします。さらには、学校運営協議会のレベルアップを進めるためにも各地の学校運営協議会の活動の共有と意見交換の場も必要です。

具体的内容：

下記のような対応をいただきたく、お願いいたします。

- ① 学校運営協議会の設置の推進と各地の活動の情報共有の仕組みの構築
- ② 各地区教育委員会へ地区 PTA 連合会との連携の充実化の通知
- ③ 各地区教育委員会へ都中 P に協力いただけるよう通知
- ④ 都中 P への支援
 - (ア)無償での都の設備の会議室利用や研修会場の利用の許可
 - (イ)都教育委員会での都中 P 事務局対応いただける人員の割り当て
 - (ウ)都教育委員会－地区教育委員会経由による地区 P 連への書類配布への協力

参考：都中 P 活動状況

- 1) 東京都教育委員会委託事業：東京都中学校 PTA リーダー研修会の企画と運営
- 2) 全都地区 PTA 連合会長会：東京都地区 PTA 連合会の意見交換や情報収集と加盟推進
- 3) 全都公立中学校 PTA 広報紙コンクール：コンクールの開催、日本 PTA 全国協議会への推薦
- 4) 東京都の保護者と教員からなる組織の代表(PTA の代表)としての活動：
東京都各部局や警視庁のほか、東京都内の 30 を超える各教育関係機関からの要請に応じて東京都の中学校の PTA 代表(保護者/教員からなる組織の代表)として参画 他

以上